

「接続機器レンタル規約(Yahoo! BB 光 with フレッツ/Yahoo! BB 光 フレッツコース用)」新旧対照表

改訂前(2011 年 12 月 1 日付)	改訂後(2012 年 3 月 1 日付)
<p>第1 条 (規約の適用)</p> <p>1. 本規約は、ソフトバンク BB 株式会社 以下「当社」といいます。) が提供する Yahoo! BB 光 with フレッツサービス または Yahoo! BB 光 フレッツコース サービス(以下総称して「ソフトバンク BB 光サービス」といいます。) のオプションサービスである、光 BB ユニット または無線 LAN カード (以下「接続機器」といいます。) のレンタルを受ける 会員に適用されるものとします。</p>	<p>第1 条(規約の適用)</p> <p>1. 本規約は、ソフトバンク BB 株式会社 以下「当社」といいます。) が提供する Yahoo! BB 光 with フレッツサービス または Yahoo! BB 光 フレッツコース サービス(以下総称して「ソフトバンク BB 光サービス」といいます。) のオプションサービスである、光 BB ユニット、無線 LAN カードまたは地デジチューナー(以下「接続機器」といいます。) のレンタルを受ける 会員に適用されるものとします。</p>
<p>第2 条(接続機器のレンタル)</p> <p>1. 当社は接続機器のレンタルを希望する会員に対し、接続機器をレンタルします。</p> <p>2. 以下の場合において、光 BB ユニットのレンタル契約の申し込みがなされたものとします。</p> <p>(1)光 BB ユニットのレンタルの申し込みを行った場合。</p> <p>(2)BB フォンの申し込みを行った場合。</p> <p>(3)無線LANカードのレンタルの申し込みを行った場合。</p> <p>(4)東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」といいます。) または西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」といいます。) の提供するひかり電話サービスが利用可能となる機能(以下「ひかり電話機能」といいます。) の申し込みを行った場合。</p> <p>(5)無線 LAN 地デジパックサービスの申し込みを行なった場合。</p> <p>なお、無線 LAN カードのみのレンタル、BB フォンの単独での申し込み、ひかり電話機能単独での申し込み、無線 LAN 地デジパックサービス単独での申し込みはできず、光 BB ユニットのレンタル</p>	<p>第2 条(接続機器のレンタル)</p> <p>1. 当社は接続機器のレンタルを希望する会員に対し、接続機器をレンタルします。</p> <p>2. 以下の場合において、光 BB ユニットのレンタル契約の申し込みがなされたものとします。</p> <p>(1)光 BB ユニットのレンタルの申し込みを行った場合。</p> <p>(2)BB フォンの申し込みを行った場合。</p> <p>(3)無線LANカードのレンタルの申し込みを行った場合。</p> <p>(4)東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」といいます。) または西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」といいます。) の提供するひかり電話サービスが利用可能となる機能(以下「ひかり電話機能」といいます。) の申し込みを行った場合。</p> <p>(5)地デジチューナーのレンタルの申し込みを行なった場合。</p> <p>なお、無線 LAN カードまたは地デジチューナーのみのレンタル、BB フォンの単独での申し込み、ひかり電話機能単独での申し込みはできず、光 BB ユニットのレンタルも必要になるものとします。</p>

<p>も必要になるものとします。</p> <p>3. 会員にレンタルする接続機器は、当社が選択・決定するものとします。また、会員にレンタルされる接続機器は、第9条の場合を除き、変更、取替えができないものとします。</p>	<p>3. 地デジチューナーのレンタルの申し込みを行った場合、無線LANカードのレンタル契約の申し込みがなされたものとします。</p> <p>4. 会員にレンタルする接続機器は、当社が選択・決定するものとします。また、会員にレンタルされる接続機器は、第9条の場合を除き、変更、取替えができないものとします。</p>
<p>第3条（接続機器のレンタル契約の成立及び終了）</p> <p>5. (i) 会員が会員たる地位を喪失した場合、(ii) 事由の如何を問わず、Yahoo! BB 光 with フレッツサービス、Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス、接続機器のレンタル契約が終了した場合、または (iii) Yahoo! BB 光 with フレッツサービス、Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス、接続機器のレンタル契約が成立しなかった場合には、本規約に基づく接続機器のレンタル契約は上記事由が発生した日の属する月の末日をもって当然に終了するものとします。但し、BBフォンもしくはBBコミュニケーターの利用契約、ひかり電話機能の利用契約または無線LANカードのレンタル契約、または無線LAN地デジパックサービス利用契約のみを解約した場合は、本規約に基づく光BBユニットのレンタル契約は終了しないものとします。</p>	<p>第3条（接続機器のレンタル契約の成立及び終了）</p> <p>5. (i) 会員が会員たる地位を喪失した場合、(ii) 事由の如何を問わず、Yahoo! BB 光 with フレッツサービス、Yahoo! BB 光 フレッツコースサービスが終了した場合、または (iii) Yahoo! BB 光 with フレッツサービス、Yahoo! BB 光 フレッツコースサービスが成立しなかった場合には、本規約に基づく接続機器のレンタル契約は上記事由が発生した日の属する月の末日をもって当然に終了するものとします。但し、BBフォンの利用契約、ひかり電話機能の利用契約または無線LANカードのレンタル契約のみを解約した場合は、本規約に基づく光BBユニットのレンタル契約は終了しないものとします。また、地デジチューナーのレンタル契約のみを解約した場合は、本規約に基づく無線LANカードのレンタル契約、光BBユニットのレンタル契約は終了しないものとします。</p>
<p>第5条（課金開始日）</p> <p>接続機器のレンタル料金の課金開始日は、以下に定める通りとします。</p> <p>(1)ソフトバンクBB光サービスの申し込みと同時に接続機器のレンタルの申し込み</p>	<p>第5条（課金開始日）</p> <p>接続機器のレンタル料金の課金開始日は、以下に定める通りとします。</p> <p>(1)ソフトバンクBB光サービスの申し込みと同時に接続機器のレンタルの申し込み</p>

<p>を行った場合、レンタル料金の発生時期はBBサービス規約に準じるものとします。</p>	<p>を行った場合、レンタル料金の課金開始日はBBサービス規約に準じるものとします。</p>
<p>第7条(支払方法等)</p> <p>1. 当社は、会員が接続機器のレンタル料金、次項に定める延滞利息、第9条第1項及び第10条に定める違約金及び修理交換料金、その他本規約に基づく当社の会員に対する債権(以下「レンタル料金等」といいます。)の請求及び受領行為を第三者に委託することができるものとします。</p>	<p>第7条(支払方法等)</p> <p>1. 当社は、接続機器のレンタル料金、次項に定める延滞利息、第9条第1項及び第10条に定める違約金及び修理交換料金その他本規約に基づく当社の会員に対する債権(以下「レンタル料金等」といいます。)の請求及び受領行為を第三者に委託することができるものとします。</p>
<p>第10条 接続機器のレンタル契約終了等に伴う返還)</p> <p>1. 本規約に基づく接続機器のレンタル契約が終了した場合、ソフトバンクBB光サービスの利用契約が継続する場合であっても、会員は、接続機器を当社に返還するものとします。ただし、接続機器のうち、無線機能内蔵型の光BBユニットのレンタルを受けている会員が、無線LANカードのレンタル契約のみを解約し、無線LAN機能内蔵型の光BBユニットのレンタル契約を継続する場合やひかり電話機能を利用している会員が、ひかり電話機能の利用契約のみを解約し、光BBユニットのレンタル契約を継続する場合、または無線LAN地デジパックサービスを利用している会員が、無線LAN地デジパックサービス利用契約のみを解約し、光BBユニットのレンタル契約を継続する場合はこの限りではありません。なお、接続機器の返還先住所については別途当社が定めるものとし、この場合返還に要する費用は会員の負担と</p>	<p>第10条 接続機器のレンタル契約終了等に伴う返還)</p> <p>1. 本規約に基づく接続機器のレンタル契約が終了した場合、ソフトバンクBB光サービスの利用契約が継続する場合であっても、会員は、接続機器を当社に返還するものとします。ただし、接続機器のうち、無線機能内蔵型の光BBユニットのレンタルを受けている会員が、無線LANカードのレンタル契約のみを解約し、無線LAN機能内蔵型の光BBユニットのレンタル契約を継続する場合やひかり電話機能を利用している会員が、ひかり電話機能の利用契約のみを解約し、光BBユニットのレンタル契約を継続する場合、または地デジチューナーのレンタルを受けている会員が、地デジチューナーのレンタル契約のみを解約し、無線LANカードのレンタル契約、光BBユニットのレンタル契約を継続する場合、光BBユニットについてはこの限りではありません。なお、接続機器の返還先住所については別途当社が定めるものとし、この場合返還に要する費用は会員の負担とします。また、かかる返還が完了するまでの間に接続機器に故障等が発生した場合、当該接続機器の修理交換料金等は会員の負担とします。</p> <p>2. 事由の如何を問わず接続機器のレンタル</p>

<p>します。また、かかる返還が完了するまでの間に接続機器に故障等が発生した場合、当該接続機器の修理交換料金等は会員の負担とします。</p>	<p>契約が終了した日の属する月の翌月 20 日（20 日が土日祝祭日の場合は翌営業日）までに接続機器が当社に返還されなかった場合、会員は、別途定める「違約金」を当社の定める方法により支払うものとしします。</p>
	<p>第15条(禁止事項) 会員は、地デジチューナーの利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとしします。 (1)録画・保存した映像等を個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内で楽しむ目的以外の目的をもって利用・複製すること、およびネットワーク等を通じて公衆に送信し、または公衆に送信できる状態にすること (2)当社または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為 (3)その他法令に違反する、または違反するおそれのある行為</p>
	<p>第16条(無線LAN地デジパック) 1. 本条は、無線LANカードおよび地デジチューナーを 24 ヶ月間継続利用することに同意して申し込み（以下「無線LAN地デジパックの申し込み」といいます。）を行う会員に対して適用されるものとしします。 2. 無線LAN地デジパックの申し込みは、予め本規約に同意の上、当社が定める方法により当社に対し行うものとしします。 3. 無線LAN地デジパックの契約は、当社がかかる申し込みを承諾した日をもって成立するものとしします。 4. 無線LAN地デジパックの利用料金の課金開始日は、以下に定める通りとしします。 (1)ソフトバンク BB 光サービスの申し込みと同時に無線LAN地デジパックの申し込みを行った場合、無線LAN地デジパックの課金開始日はBBサ</p>

ービス規約に準じるものとします。

- (2) 会員がソフトバンク BB 光サービスの契約成立後に無線 LAN 地デジパックの申し込みを行った場合、無線 LAN 地デジパックの課金開始日は無線 LAN 地デジパックの申し込みを行った日から起算して 7 日後が属する月の翌月 1 日とします。また、無線 LAN カードのレンタル契約、地デジチューナーのレンタル契約成立後に無線 LAN 地デジパックの申し込みを行った場合、無線 LAN 地デジパックの申し込みを行った日から起算して 7 日後が属する月の翌月 1 日より無線 LAN 地デジパックの利用料金が適用されます。

5. 無線 LAN 地デジパックの解除料は、以下に定める通りとします。

- (1) 無線 LAN 地デジパックは、第 16 条第 4 項に定める課金開始日の属する月から起算して、24 カ月後の月末までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に 24 カ月間を契約期間として自動更新されるものとします。なお、契約期間の満了月以外に無線 LAN 地デジパックの利用契約を終了した場合、会員は当社に解除料として 5,250 円を支払うものとします。

- (2) 当社が提供する各サービスの解除料が同月内に重複して発生する場合、10,500 円を解除料の上限金額として当社に対して支払うものとします。

6. 会員は、無線 LAN 地デジパックの契約を解約しようとするときは、当社所定の方法によりあらかじめ当社に通知するものとし、当該通知が当社に到達した月の月末をもって無線 LAN 地デジパックの契約が終了するものとします。また、無線 LAN 地デジパックの契約終了をもって、無線 LAN カードの

	<p>レンタル契約および地デジチューナーのレンタルも終了するものとします。ただし、会員が無線 LAN カードのレンタルおよび地デジチューナーのレンタルの継続利用を希望する場合は、無線 LAN カードのレンタルおよび地デジチューナーのレンタルを継続利用できるものとします。</p> <p>7. 事由の如何を問わず会員が利用するソフトバンク BB 光サービスにかかる会員規約が終了した場合には、本規約に基づく無線 LAN 地デジパックの契約は当然に終了するものとします。</p> <p>8. 無線 LAN 地デジパックの契約の解約、解除等は本規約に定めるほか BB サービス規約に準じるものとします。</p>
--	--